

重要事項説明書

社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団

ケアマンション聖愛ホーム

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団
所在地	大分県中津市大字永添 2744 番地
代表者氏名	理事長 滝口 真
電話番号	0 9 7 9 - 2 3 - 1 6 1 6
設立登記年月日	1971 年（昭和 46 年）9 月 6 日

2. サービス提供を実施する施設について

施設の名称	ケアマンション聖愛ホーム
所在地	〒871-0162 大分県中津市大字永添 2744 番地
施設長氏名	橋本 由美
電話番号	0 9 7 9 - 2 3 - 2 2 5 5
FAX 番号	0 9 7 9 - 2 3 - 2 2 5 0
開設年月日	1995 年（平成 7 年）9 月 1 日
入居定員	50 名
交通アクセス	中津駅よりタクシーで 10 分 最寄の IC：上毛スマート IC、中津 IC
加入損害賠償責任保険	全国社会福祉協議会しせつの損害補償

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫され、バリアフリーの構造を備えた住宅としての機能を重視した施設です。</p> <p>当施設では、食事や共同浴場など、生活の基本となるサービスを提供するほか、心身機能の低下により日常生活に困難を抱えた場合でも、介護保険やその他生活支援サービスを活用することにより、可能な限り自立した生活を継続できるよう支援します。</p>
運営の方針	<p>法人設立の理念である、キリスト教の愛と奉仕の精神に立ち、入居者一人ひとりの価値観とライフスタイルを尊重し、いつまでも自分らしく生活できるよう支援します。</p> <p>また、事業の実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な生活支援サービスを提供します。</p>

4. 居室の概要

居室タイプ	居室数	面積
1 人部屋	46 室	1 室あたり約 29.5 m ²
2 人部屋	2 室	1 室あたり約 47.8 m ²

5. 事業所の職員体制

職種名	人数	配置基準
施設長	1名	1名
生活相談員	1名	1名
介護員	2名以上（常勤換算）	2名（常勤換算）
栄養士	1名	1名
調理員	5名（内非常勤2名）	実情に応じた人員

・ 事務所：7:30～20:00（夜間は夜警職員により対応）

・ 厨房：6:30～19:00

6. 提供するサービスの内容

サービス種別	サービス内容
食事の提供	<p>栄養士の立てた献立に基づき、入居者個々の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。また、季節に応じたバラエティー豊かなメニューの提供に努めます。</p> <p>（食事の提供時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝食 8:00 ～ 9:00 ・ 昼食 12:00 ～ 13:00 ・ 夕食 18:00 ～ 19:00
入浴	<p>共同浴室は自立した入浴が可能な方であれば、どなたでもご利用いただけます。浴室は毎日ご利用でき、ご利用可能な時間は下記のとおりです。</p> <p>（共同浴室利用可能時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15:00 ～ 20:00（土曜は19:30まで） <p>※ 年末年始は共同浴室の利用時間を変更する場合があります。その際は別途お知らせします。</p> <p>※ 各居室の浴室はいつでもご利用可能です。</p>
健康管理	<p>協力医療機関は「医療法人慈仁会 酒井病院」です。</p> <p>協力歯科医療機関とは提携できるように努めます。</p> <p>その他、入居者個々の地域かかりつけ医とも連携し、日常的な健康管理を支援します。</p> <p>また、年1回の健康診断を受ける機会を提供します。</p> <p>栄養士との栄養・食事相談が可能です。</p>
衛生管理	<p>調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じます。</p> <p>水道法に基づき、水質検査、塩素消毒等必要な措置を講じます。</p> <p>年1回以上、大掃除を実施します。</p> <p>食中毒及び感染症の発生を防止するため、保健所と連携し、感染</p>

	<p>対策委員会を定期的に開催して職員への周知徹底を図ります。また、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を実施します。</p>
相談援助	<p>入居者及びその家族からの相談に応じ、必要な援助の提供に努め、その課題を適切に解決できるよう支援します。</p> <p>また、日常生活において介護サービス等が必要と判断される場合は、必要なサービスが利用できるよう、ご本人の意思を確認しながら関係者及び関係機関との調整を行います。</p>
生活上の便宜の提供	<p>入居者のニーズや希望を踏まえ、年間計画に沿って趣味活動や介護予防などの活動を支援します。</p> <p>日常生活必需品の購入が容易にできるよう、外部サービスの斡旋その他必要な支援を行います。</p> <p>また、受診や公的手続き、買い物等の生活に必要な外出が安全にできるよう、必要な支援を提供します。</p>
介護サービスの提供	<p>聖愛ホームは、自立した生活を営むことができる方への支援を前提とした入居施設であり、基本的には食事（調理）以外の日常生活全般について、入居者ご自身で行っていただきます。</p> <p>日常生活に支援が必要となった場合は、介護保険制度による介護認定を受けた上で、担当のケアマネージャー（外部事業所）が入居者個々の必要に応じたケアプランを作成し、それに基づいた介護サービスをご利用いただくこととなります。</p> <p>介護保険のサービスだけでは必要が満たせない部分について、当施設独自の有償支援サービス（特別援助サービス等）を事前にご契約いただくことで、必要に応じご利用いただくことが可能です。</p> <p>これらの介護支援サービスだけでは日常生活上の必要を満たせない場合や、自立した生活が困難となった場合は、介護施設への住み替えを支援いたします。</p> <p>なお、緊急時はこの限りではありません。</p>

7. 施設利用にあたっての留意事項

面会について	<p>面会に来られた方は、事務所受付で来訪者記名カードに必要事項を記入の上、事務所窓口へ提出してください。</p>
外出・外泊	<p>居室を出るときは、トラブル防止のため必ず施錠してください。</p> <p>外出時は、「外出記名カード」に必要事項を記入の上、事務所窓口へ提出してください。</p> <p>外泊時は、「外泊届」に必要事項を記入の上、事前に事務所まで届け出てください。また、必要に応じ欠食届も合わせてご提出ください。</p>

	<p>なお、防犯のため 20:00～5:30 の間は玄関を施錠します。この時間帯に出入りをする場合は、必ず事前に申し出てください。</p>
食事の変更について	<p>食事が不要になった場合は、「食事変更届」で欠食を届け出てください。また、一度欠食とした食事が必要となった場合は、2 日前までに「食事変更届」で喫食を届け出てください。</p> <p>朝食は予め“洋食”“和食”を選択できますが、途中変更を希望される場合は「朝食変更届」を提出してください。2 日後から変更可能です。</p>
収入認定	<p>聖愛ホームの利用月額、毎年の収入認定により決定します。前年（1 月～12 月）の収入及び必要経費を証明する書類を、収入認定の際に提出してください。</p>
ゲストルーム	<p>来訪者が宿泊を希望される場合は、事前予約によりゲストルームを利用することができます。</p> <p>入居者の居室を利用する場合は、施設長の許可が必要です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベランダは災害や非常時の避難経路となります。ベランダに物を設置する場合は、往來を妨げないよう十分注意してください。 ・ 喫煙所以外での喫煙は禁止します。 ・ 居室でのペット飼育は禁止です。 ・ 居室清掃は入居者各自の責任において実施をお願いします。特に浴室の排水口は詰まると階下への漏水の恐れがありますので、定期的な掃除をお願いします。

※ 詳細については、別冊「入居のしおり」に記載しています。

8. 緊急時、事故発生時の対応について

- ・ 各居室にナースコールを設置しています。急な体調変化等の場合は、コールボタンを押せば事務所職員と通話ができます。ただし夜間（20:00～7:30）については、隣接の特別養護老人ホーム職員が代わりに対応します。
- ・ 急な体調の変化や、怪我等により病院受診が必要と思われる場合は、速やかに主治医等の関係機関と連携を図るとともに、受診支援等の必要な措置を講じます。
- ・ 夜間休日等で主治医と連絡が取れない場合は、協力医療機関と連携を取り必要な支援を行います。

9. 利用料金

- ・ 利用料金については、(別表)の通りです。前年の年収により階層区分が決定します。
- ・ 11 月～3 月の間は冬期暖房費を徴収します。金額については、大分県知事による基準によって定められ、(別表)に記載します。
- ・ 余暇活動費・廃棄物処理費・送迎車両運行体制整備費として前年度の実績を踏まえて算定した額を、その他利用料として(別表)記載の通り月額徴収します。

- ・ 自室でご使用された電気・水道・ガスの料金は、使用料に応じ毎月の利用料金にあわせて請求します。
 - ・ その他、当施設独自の有償サービス（特別援助サービス等）をご利用された場合は、その利用実績に応じ翌月に料金を請求します。
10. 入居一時金
- ・ 入居一時金は一人当たり 50 万円です。
 - ・ 20 年間で毎月均等償却しますので、退去時に未経過分がある時はその月数に応じ返還します。20 年経過後は、管理費として月額徴収します。
11. 重要事項の施設内掲示
- 施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料等その他サービスの選択に資する情報を掲示します。
12. 契約終了時の原状回復について
- ・ 退居の際は、以下について原状回復にかかる費用を別途請求します。
 - ① 入居者の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・棄損について、その復旧にかかる費用。
 - ② 事業者の許可を得てする造作・模様替えについて、その原状回復にかかる費用。
 - ③ 入居時に貸与した鍵（居室入口、ポスト）2 組について、退居時に紛失している場合はその鍵を製作する費用。
13. 心身状態の変化に応じた住み替えについて
- ・ 当施設は、基本的に身の回りのことがご自分でできる、自立した日常生活を送ることが可能な方を対象とした施設です。自立した生活を送る上で支援が必要となった場合は、介護保険サービス等を利用していただきながら、その自立生活の継続をお手伝いします。それでもなお一人での生活が困難となり、また心身に危険が生じる可能性がある場合は、介護支援が充実した入居施設への住み替えが必要となります。
 - ・ 中津市外に住所地を有し、その住所地から直接当施設へ入居された場合は、入居前の住所地の市町村が引き続き保険者となります（住所地特例）。その場合、利用できる介護保険サービスに制限が生じる場合があります。
14. 個人情報の取り扱いについて
- ・ ケアマンション聖愛ホームでは、入居者及び保証人から取得した個人情報について、以下の目的・条件に沿って必要最小限の範囲で利用します。
 - ① 利用目的
 - 介護サービスその他日常生活支援に必要なサービスを利用する場合の、関係各事業者への情報提供
 - 受診及び入院時の医療機関への情報提供
 - 法人内における、サービス品質向上のための情報分析（苦情・事故報告）
 - 賠償責任保険に関わる保険会社等関係機関への報告、照会への応答

② 利用期間

契約開始日から契約終了日まで

③ 利用条件

- 個人情報の提供は、目的の範囲内において必要最小限とします。
- 関係者以外の第三者へ情報が漏洩しないよう、適切に取り扱います。
- 個人情報を使用した会議等の内容については、経過を記録します。
- 契約終了後においても、同意なく第三者に情報提供はしません。

15. 職員等へのお心遣いについて

- ・ 当施設は老人福祉法に定められた軽費老人ホームとして、その事業は皆様からの利用料及び県費補助金により運営されています。そのため、入退居時及び個別に提供する特別な支援に対する職員へのお心遣いは、一切必要ありません。その他、職員に対する、入居者及びご家族ご関係者からのお心遣い（お歳暮・お中元等）についても、原則として辞退させていただきます。
- ・ 職員及び事業所として受け取ったお心遣いについては、法人への寄附として取り扱わせていただきますので、悪しからずご了承ください。
- ・ 当施設はキリスト教の愛と奉仕の実践を基本理念としています。皆様が感じた感謝の気持ちは、神様への感謝としてささげていただけると幸いです。

16. サービス提供に関する相談、苦情の受付について

- ・ 当施設における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けています。

① サービスに関する相談や苦情についての窓口

担当者 ケアマンション聖愛ホーム 橋本、須崎

連絡先 TEL 0979-23-2255

または

担当者 いずみの園 総務部 友清、小松

連絡先 TEL 0979-23-1616

② いずみの園福祉サービス相談（オンブズマン）委員会

氏名 施設内に掲示

連絡先 施設内に掲示

- ・ 公的機関でも、以下の窓口で受け付けています

③ 大分県社会福祉協議会

住所 大分県大分市大津町2丁目1番41号

大分県総合社会福祉会館内

連絡先 TEL 097-558-0300

私は、本書面に基づき上記重要事項及び個人情報の取り扱いについての説明を受け、内容を確認し同意しました。

年 月 日

【入居者】

住所 _____

氏名 _____ ㊞

【保証人】

住所 _____

氏名 _____ ㊞

【身元引受人】 (保証人が兼ねる場合は記入不要)

住所 _____

氏名 _____ ㊞

【説明者】

ケアマンション聖愛ホーム (職・氏名)

_____ ㊞

(別表)

2025年4月1日より適用

ケアマンション聖愛ホーム 利用者階層別料金表 (月額) 【単位：円】

対象収入による 階層区分		利用料金					
		管理費 (A)	管理費 (B)	事務費	生活費	合計 (A)	合計 (B)
1	1,500,000 以下	15,500	18,000	10,000	46,324	71,824	74,324
2	1,500,001 ~ 1,600,000	15,500	18,000	13,000	46,324	74,824	77,324
3	1,600,001 ~ 1,700,000	15,500	18,000	16,000	46,324	77,824	80,324
4	1,700,001 ~ 1,800,000	15,500	18,000	19,000	46,324	80,824	83,324
5	1,800,001 ~ 1,900,000	15,500	18,000	22,000	46,324	83,824	86,324
6	1,900,001 ~ 2,000,000	15,500	18,000	25,000	46,324	86,824	89,324
7	2,000,001 ~ 2,100,000	15,500	18,000	30,000	46,324	91,824	94,324
8	2,100,001 ~ 2,200,000	15,500	18,000	35,000	46,324	96,824	99,324
9	2,200,001 ~ 2,300,000	15,500	18,000	40,000	46,324	101,824	104,324
10	2,300,001 ~ 2,400,000	15,500	18,000	45,000	46,324	106,824	109,324
11	2,400,001 ~ 2,500,000	15,500	18,000	50,000	46,324	111,824	114,324
12	2,500,001 ~ 2,600,000	15,500	18,000	57,000	46,324	118,824	121,324
13	2,600,001 ~ 2,700,000	15,500	18,000	64,000	46,324	125,824	128,324
14	2,700,001 ~ 2,800,000	15,500	18,000	68,490	46,324	130,314	132,814
15	2,800,001 ~ 2,900,000	15,500	18,000	68,490	46,324	130,314	132,814
16	2,900,001 ~ 3,000,000	15,500	18,000	68,490	46,324	130,314	132,814
17	3,000,001 ~ 3,100,000	15,500	18,000	68,490	46,324	130,314	132,814
18	3,100,001 以上	15,500	18,000	68,490	46,324	130,314	132,814

※ 11月～3月まで冬期暖房費として一人当たり月額1,960円徴収します。
ただし、大分県知事の設定基準の改正に伴い変更します。

※ 自室で使用する電気・ガス・水道の利用料金は、使用量に応じて翌月に請求します。

※ 余暇活動費・廃棄物処理費・送迎車両運行体制整備費等として月額2,000円を徴収します。

※ 電話回線については、NTTとの個別契約となります。